こうした伝搬測定の結果を研究の検討用に ITU-R に提出すること。
以下を理事会に要請する。
伝播測定計画の実施における進捗及び達成された結果を追い、必要と考える措置を講じること。
* 事務局による注釈： 2006 年にこの連合は、“The African Union of Broadcasting(AUB)”という新たな連合に組織改編された。

改　決議第 12（WRC-15、改）　パレスチナへの援助と支援
世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、
以下を想起し、
a) 国連憲章と世界人権宣言
b) パレスチナに国連のオブザーバー国家資格を与えることを決定した国連総会(UNGA)の決議第 67/19 の条項
c) 東エルサレムを含む占領下のパレスチナ自治区に住むパレスチナの人々に、天然資源、特に土地、水、エネルギーその他の天然資源に関する恒久主権を認めた国連総会の決議第 68/235
d) 電気通信の発展のためのパレスチナへの技術援助に関する ITU 全権委員会議の決議第 32(1994 年京都)
e) 電気通信網再建のためのパレスチナへの援助と支援に関する全権委員会議の決議第 125(2014 年釜山、改)、決議第 125（2010 年グアダラハラ、改)、決議第 125(2006 年アンタルヤ、改)及び決議第 125(2002 年マラケシュ)
f) ITU におけるパレスチナの位置付けに関する全権委員会議の決議第 99(2014 年釜山、改)及び決議第 99（2010 年グアダラハラ、改)
g) パレスチナへの特別技術援助に関する世界電気通信開発会議の決議第 18(2014 ドバイ、改)及び決議第 18（2010 年ハイデラバード、改)
h) 領土内でのスペクトルの使用を管理することが全ての国家の主権であることを認めた世界電気通信開発会議の決議第 9（2014 年ドバイ、改)
i) 連合の目的の一環として「新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努め」そして「平和的関係を円滑にするため、電気通信業務の利用を促進すること」を掲げている憲章の第６条及び第７条
以下を考慮し、
a) 憲章及び条約は、国際協力の発展と関係する人々の相互理解促進のために、世界平和と安全を強化することを目的としていること。
b) 全権委員会議の決議第 125（2014 年釜山、改）では、電気通信網の再建のための ITU のパレスチナへの援助政策は効果があったと認識されていること。
c) 全権委員会議の中間合意及び決議第 99（2014 年釜山、改）の規定に基づき、付録第 30B 号のプランの中に排他的割当て／区域分配を得るためにパレスチナが執るべき手続に関する WRC-07 議長の声明
以下を心に留め、
憲章に盛り込まれた基本的原則
以下を再認識し、
a) 地域無線通信会議（2006 年ジュネーブ）で、放送及びテレビジョン計画にパレスチナの要望を受け入れたこと。
b) 関係者による将来の合意を予断しない範囲において、全権委員会議の中間合意及び決議第 99（2014 年釜山、改）の規定に基づくパレスチナ専用の割当てを申請する付録第 30B 号のプランに準拠したパレスチナの権利
以下を歓迎し、
パレスチナの携帯電話事業者のために合同技術委員会を通じて計画が練られ、2015 年 11 月 19 日に関係者によって署名された、2100MHz 帯の周波数の割当原則に関する二国間協定
以下を構成国に要請し、
2015 年 11 月 19 日に署名された二国間協定に基づく新技術の、及び以前に合意された二国間協定に基づく 2G のパレスチナへの 2016 年内の時期を得た導入を支援すること。
以下を決議し、
パレスチナが自らの電気通信網及び無線業務を運用するのに必要な無線スペクトルを獲得し、管理することができるように、特に人材育成を通じ、パレスチナへの援助を関連する ITU 決議及び決定に基づき継続すること。
以下を無線通信局長と電気通信開発局長に指示し、
パレスチナの無線通信基盤、新技術及び業務を高度化し発展させるために必要な追加的措置に取りかかるべく、二者間交渉を継続するとともに、合意事項及び関連決議の履行を促進することを全ての関係者に奨励すること。
以下を無線通信局長に更に指示する。
1 関連 ITU 決議の規定に基づき、ITU-D と協力しながら、特にスペクトル管理及び周波数割当ての分野で特化した援助及び支援をパレスチナに継続して行うこと。
2 本決議の履行に関しての進捗を WRC-19 に報告すること。

改　決議第 18（WRC-15、改）　武力紛争の当事者でない国の船舶及び航空機の識別及び位置の告知のための手続に関して
世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a) 船舶及び航空機が武力紛争の行われている区域の近辺で大きな危険に遭遇していること。
b) 人命及び財産の安全のため、武力紛争の当事者でない国の船舶及び航空機がこのような状況において自ら識別し、自らの位置を告知することができることが望ましいこと。
c) 無線通信は、これらの船舶及び航空機が、武力紛争区域に入る前及びこの区域を通過している間、自己識別及びその位置情報を提供する迅速な手段を提供すること。
d) 武力紛争の当事者でない国の船舶及び航空機が、武力紛争区域において、慣行に従って補助信号及びその使用のための手続を設けることが望ましいと考えられること。
以下に留意し、
ITU-R 勧告 M.493 及び ITU-R 勧告 M.1371 には、海上移動業務におけるデジタル選択呼出システム及び船舶自動識別装置のための適切な信号が記述されていること。
以下を決議し、
1 無線通信規則に示される緊急信号及び緊急連絡用の周波数は、武力紛争の当事者でない国の船舶及び航空機が自己識別及び通信確立のために使用することができること。その送信は場合により、第 33 条に定める緊急信号又は安全信号から構成され、その後に無線電話ではフランス語で「neutral」のように発音される単一の語「NEUTRAL」を付加したものが続く。船舶及び航空機において利用可能な場合にあっては、無線電信では単一集合「NNN」を付加したものが続く。この通信は、できる限り速やかに、適当な通信周波数に切り替えて行わなければならないこと。
2 前項に定める信号の使用は、この信号に続く通報が武力紛争の当事者でない国の船舶又は航空機に関するものであることを示すこと。この通報は、少なくとも次の情報を伝えるものとすること。
a) これらの船舶又は航空機を識別する呼出符号その他の認められた手段
b) これらの船舶又は航空機の位置
c) これらの船舶又は航空機の数及び種類
d) 予定の経路
e) 必要に応じて、経路上の予定時間並びに出発及び到着の予定時刻